

【重要】

早期卒業認定に関する申請手続きについて (2020年4月進学者対象)

本学部では、法学部規則第10条の2及び法学部早期卒業制度規則(以後、「早期規則」)に基づき、「進学した年度の3月」又は「進学した年度の翌年度の9月」での早期卒業を申請に基づき認めます。

希望者は、法学部便覧掲載の早期規則を熟読し、要件(早期規則第2条第2項)を満たしている者は、以下の申請期間に手続きを行うこと。

申請の際には、計画書の提出を求める(早期規則第2条第3項)ので、早期卒業後に進学予定の高等教育機関(具体名は不要)など、事前に学修目的・計画を立てる必要がある。

申請期間：2020年3月23日(月)～27日(金)

注) 期間外の受付は一切行わない

可否については、本学部学務委員会での判断の後に、4月中旬(2020年度 S セメスター履修登録前)までに、個別に通知を行う。

2019年9月 法学部